

(保51)

平成23年5月13日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

健康保険組合における調剤報酬の直接審査支払について

健康保険組合における調剤報酬の直接審査支払につきましては、平成19年1月10日付厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」に基づき、平成20年10月1日より現在までに12健康保険組合において実施されているところであります。

今般、デンソー健康保険組合より、調剤報酬の直接審査支払の実施に係る申請があり、本年4月26日付で許可されましたのでご連絡申し上げます。

デンソー健康保険組合は、本年7月1日より、調剤報酬の直接審査支払を開始する予定となっております。

なお、名古屋鉄道健康保険組合につきましては、平成21年12月1日より調剤報酬の直接審査支払を実施しておりましたが、平成23年4月1日付けで撤退しておりますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に係る規約変更の認可について
(平23.4.26 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)

事 務 連 絡
平成23年4月26日

地方厚生（支）局保険主管課 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に係る規約変更の認可について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについては、平成19年1月10日保発第0110001号健康保険組合理事長宛厚生労働省保険局長通知等によりお示ししているところですが、この度別紙の健康保険組合により当該通知に基づく規約変更に係る申請があり、4月26日付で認可されましたので、御了知願います。

今後とも健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

デンソー健康保険組合